

## 国の出先機関改革における四国知事会としての今後の対応について

## 24.2.4 臨時四国知事会議 4 県知事合意事項

## 1 これまでの検討経緯

○国の出先機関のブロック単位の地方移管に向けた議論が進展する中、平成 22 年度の四国知事会議において、高知県知事から、広域的な受け皿のあり方などについて検討を行う「事務レベルの検討会議の設置」を提案。以降、「四国 4 県広域連携部長会議」において、国の議論の動向に留意しながら、移管業務や受入体制のあり方などについて検討を重ねてきた。

## 2 今後の対応について【合意事項】

○国において現在、出先機関の原則廃止に向けて、具体的な制度設計を進め必要な法案の今国会提出に向けた作業が本格化していることを受けて、これまでの検討状況も踏まえ、四国知事会として今後どのような対応を図っていくのか協議を行うため、2 月 4 日に臨時の四国知事会議を開催した結果、以下の方針に基づき、今後 4 県が一致して取り組みを進めていくことについて合意をした。

○今後は、まずは各県の 2 月議会において今回の合意事項の趣旨等を説明し、理解を得たうえで、国に対して正式な意思表示を行っていく。

## 改革に取り組む基本姿勢

四国にとって効果的なものから、スピード感を持って取り組む。

## (1) 移管対象機関

まずは、各県の産業振興施策との総合化により効果的な政策展開が可能となる、「四国経済産業局」の丸ごと移管を求める。

なお、第二段階として、「中国四国地方環境事務所」や「中国四国農政局」の移管について、中国地方知事会との十分な連携を前提に、併せて検討を進めていく。

## (2) 受入体制

国が新たに法整備を行う特例制度に則った四国広域連合（仮称）を、出先機関の受け皿として四国 4 県で設立する。

## (3) 移管を目指す時期

移管の第一弾に手を挙げている関西広域連合や九州地方知事会と同時期である平成 26 年度中の受け入れを目指して取り組む。

## (4) 広域連合への持ち寄り事務

経済産業局の関連業務のほか、広域的に連携し実施することが効果的な四国における共通課題について、持ち寄り事務を検討していく。

# ■ 四国経済産業局の概要

## 四国経済産業局

(香川県高松市  
サンポート高松合同庁舎内)

○職員数 127名 (H23年度) —四国経済産業局HPより—  
 ○予算規模 5,072百万円 (H17決算ベース) —地方分権改革推進委員会H19年調査—  
 【内訳】一般会計996、電源開発促進対策特別会計3,057、その他特別会計1,019  
 ※このうち補助金(委託費・交付金含む)は3,897百万円

主な業務内容(23年7月)  
—四国経済産業局HPより—

22年度の主な補助金等(百万円)  
—四国経済産業局HPより—

### 総務企画部

|             |   |
|-------------|---|
| 総務課         | 局内業務の総合調整<br>人事、文書、秘書、庶務                              |
| 参事官(総合調整担当) | 業務の調整<br>課室相互の連携促進                                    |
| 広報・情報システム室  | 広報、情報公開、行政機関の個人情報保護、政策評価、<br>局内業務の情報処理、情報システムの開発・運用管理 |
| 企画課         | 地域経済活性化に関する施策の企画立案・総合調整                               |
| 会計課         | 予算、決算、旅費、給与、役務、物品管理、国有財産、<br>福利厚生、共済組合                |
| 調査課         | 地域経済動向分析、鉱工業指数、商工業等統計、産業連関表                           |

### 地域経済部

|              |  |
|--------------|--|
| 地域経済課        | 部の総合調整、企業税制、商工会議所の指導                       |
| 競争環境整備室      | 市場における競争環境の整備                              |
| 情報政策室        | 地域情報化の推進、情報産業の振興、企業の情報化支援、<br>民間事業者の個人情報保護 |
| 参事官(地域金融担当)  | 地域金融機関との連携による地域活性化の推進                      |
| 新規事業室        | 新規事業の創出・振興、事業再構築への支援                       |
| 参事官(次世代産業担当) | 次世代・成長分野への展開を図る地域産業・企業への支援                 |
| 産学官連携推進室     | 産学官連携の推進                                   |
| 産業人材政策課      | 産業人材育成の推進                                  |
| 産業技術課        | 産業技術の振興、工業標準化(JIS)の推進                      |
| 特許室          | 産業財産権に関する指導・奨励、普及                          |
| 製造産業課        | 製造業の振興、化学物質の安全管理、化学兵器禁止条約関連                |

【平成22年補助金等の情報開示】  
22年4月～23年3月交付決定額合計  
〔4,271百万円〕

#### 【うち主な補助金等】

○電源立地地域対策交付金 〔2,865〕  
・原子力、火力、水力等発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るために、地方公共団体が実施する事業に対して交付金を交付

○戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 〔387〕  
・中心市街地活性化法の認定基本計画に位置づけられた事業であって、民間事業者や商店街振興組合等がまちづくり関係者等と連携して行う商業活性化事業を補助

○石油貯蔵施設立地対策等交付金 〔337〕  
・石油貯蔵施設の設置を円滑に行うため、当該石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備等に対する交付金の交付

○資金供給円滑化信用保証協会基金等補助金 〔304〕  
・信用保証協会の経営基盤強化と、責任共有制度の運営や信用補充制度の見直し効果分析に係る情報収集等を補助

○新事業活動促進支援補助金 〔94〕  
・中小企業者が行う経営資源又は地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等による事業展開を補助

○地域企業立地促進事業費補助金 〔89〕  
・企業立地法に基づく基本計画の認定、計画実施のためのネットワークの構築、企業誘致、人材育成等の取り組みを支援

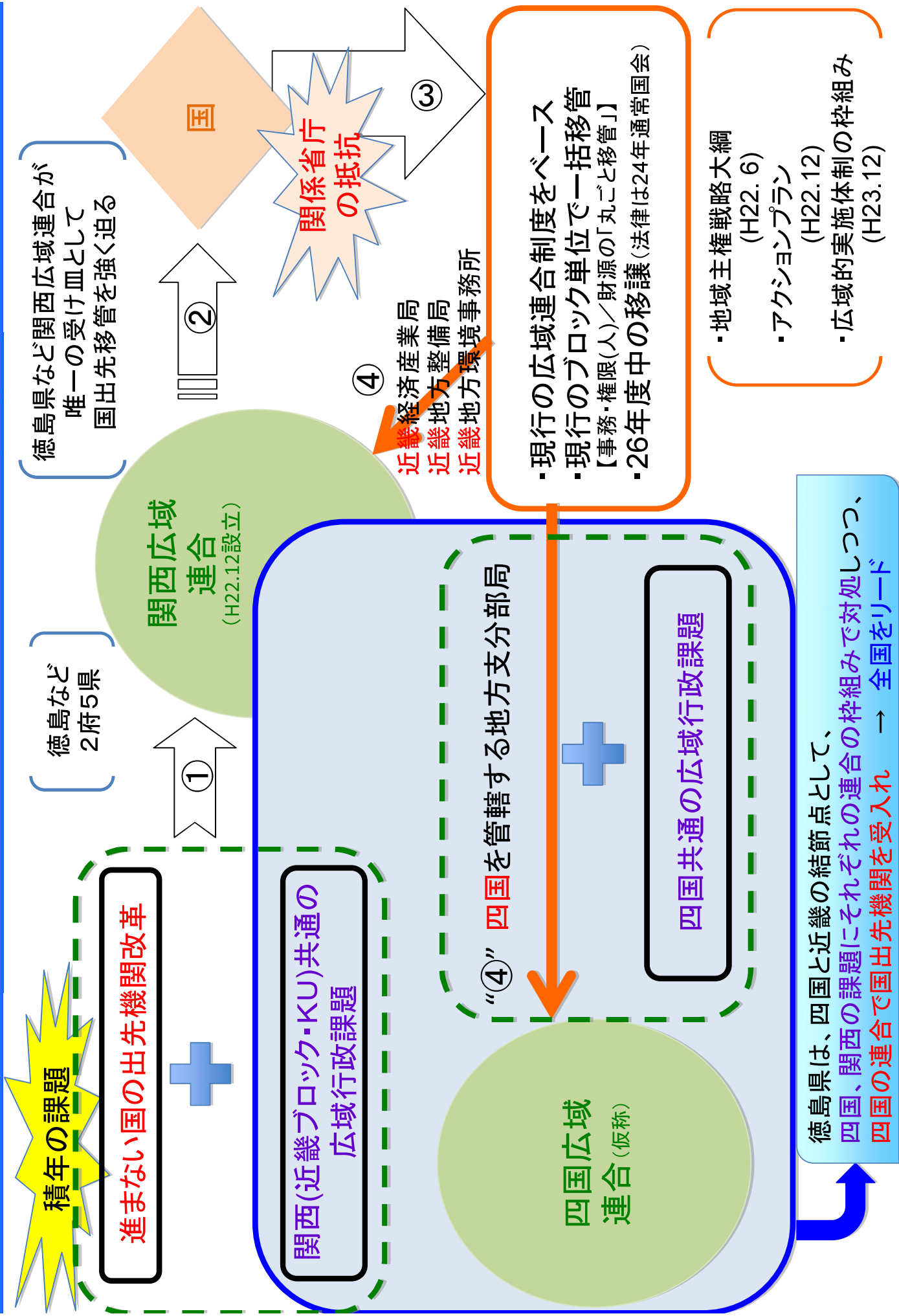
### 産業部

|                   |   |
|-------------------|---|
| 産業振興課             | 部の総合調整<br>産業立地、産業立地、工業団地・用水、競輪事業の振興                           |
| アルコール室            | 工業用アルコールの流通管理   |
| 国際課               | 国際化(対内・対外投資等)、通商の振興   |
| 商業・流通・サービス産業課     | 商業の振興、中心市街地の活性化、サービス産業の振興、<br>デザイン振興、物流効率化の推進、博覧会・展示会等の支援     |
| コンテンツ産業支援室        | コンテンツ産業の振興  |
| 大規模小売店舗立地法相談室     | 大規模小売店舗立地法に関する相談  |
| 消費経済課             | 消費者取引の適正化、計量  |
| 消費者相談室            | 消費生活に関する相談  |
| 製品安全室             | 製品安全、家庭用品の品質表示  |
| 中小企業課             | 中小企業の金融・税制、組織化、経営支援、再生支援・経営承継支援、<br>下請中小企業・官公需対策、経営革新、小規模企業対策 |
| 参事官(四国サイコー!!事業担当) | 中小企業の新事業活動を推進するプラットフォームの構築・推進                                 |
| 新事業促進室            | 中小企業の新事業活動の支援   |

### 資源エネルギー環境部

|            |  |
|------------|--|
| 資源エネルギー環境課 | 部の総合調整、電気及びガス事業の安定的・効率的な供給の確保、<br>原子力広報  |
| 電力開発計画室    | 電源立地促進対策の推進、電力需給の調整  |
| 環境・リサイクル課  | 環境関連産業の振興、資源リサイクルの推進   |
| エネルギー対策課   | 省エネルギーの推進、新エネルギーの利用促進、エネルギー広報  |
| 資源・燃料課     | 石油製品の需給・品質確保、石油・液化石油ガスの備蓄、揮発性油<br>販売業の登録、鉱物資源の開発、鉱業の振興、鉱業権の許可・登録、<br>採石・砂利採取業の振興 |

# 関西広域連合と四国広域連合（仮称）における徳島県の役割



## アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～

平成22年12月28日  
閣議決定

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

### 記

1 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的实施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。その際、以下の点に留意しながら進める。

#### (1) 広域的实施体制の在り方について

広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備する。その際、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的意思を有する地域との間で、十分な協議・調整を行う。

なお、北海道等については、地域特性に配慮した特例を設ける。

#### (2) 事務・権限移譲の在り方について

出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。

全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとする。

#### (3) 職員、財源に係る措置の在り方について

移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる。

また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保することとし、ブロック単位で大幅な事務・権限の移譲が行われる場合には、税源移譲についても検討する。

#### (4) スケジュールについて

平成24年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て26年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(1) 直轄道路

一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受皿となりうる1の体制が整うまでの間であっても、国と都道府県・指定都市との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る道路を国と都道府県・指定都市の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、広域的に移動する道路利用者の視点に留意するとともに、関係市町村長の意見を聴く。

(2) 直轄河川

一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本とし、それ以外のものの受皿となりうる1の体制が整うまでの間であっても、国と都道府県との個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて移管の対象となり得る河川を国と都道府県の間で確認し、積極的に取り組んでいく。

なお、移管に際しては、河川管理は国民の生命・財産に影響を与えかねないものであることに留意し、住民の生命・財産の保護の責務を有する流域の関係市町村長の意見を聴く。

(3) 公共職業安定所（ハローワーク）

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対

策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

(4) 直轄道路、直轄河川及び公共職業安定所（ハローワーク）について、上記改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

3 2以外の事務・権限については、1の体制が整うまでの間であっても、地方自治体の意見・要望を踏まえ、事務・権限の移譲を積極的に行う。

(1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については都道府県に移譲する。そのうち、速やかに着手するものについて、関係府省が行った自らが所管する出先機関の事務・権限仕分け（以下「自己仕分け」という。）において全国一律・一斉に地方自治体に移譲するものとされたもの（「自己仕分け」結果において「A-a」とされたもの）を参考にして、移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で平成23年6月末までに整理する。

(2) 複数の都道府県にまたがる事務・権限を含めて、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する事務・権限及び個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断する事務・権限（「自己仕分け」結果において「A-b」又は「B」とされたもの等）については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的に移譲を進めることとし、これらの移譲を円滑に進めるため、地方自治体からの相談窓口を設ける等所要の体制の整備等を行う。

(3) (1) 及び (2) を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

4 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化を行う。

5 財源・人員の取扱いについては、事務・権限の地方自治体への移譲を円滑に実施するため、以下のとおり、進める。

(1) 財源の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

## (2) 人員の移管等の取扱い

事務・権限の地方自治体への移譲に伴う人員の地方移管等の取扱いについて、技術や専門性を有する人材活用の観点から、職員の雇用と国と地方を通じた公務能率の維持・向上、国と地方の対等の立場にも配慮しつつ、次のような方向で、人員の移管等の仕組みを検討・構築する。

- ① 人材の地方自治体への移管等について総合的な調整を行うため、国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
- ② 人材の地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等の構築（移管等が必要となる要員規模の決め方、移管等の方法、身分の取扱い、給与を含む処遇上の取扱い、退職金の負担等）

## 広域的实施体制の枠組み（方向性）（案）

「アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成 22 年 12 月 28 日閣議決定)記 1 に基づき、広域的实施体制の枠組みについては、以下の点に留意しつつ、既存の広域連合制度をベースに当該制度を発展させるための検討を進め、平成 24 年の通常国会に特例法案を提出することを目指す。

なお、移譲を受けようとする具体的意思を有する関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補として、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を行う。

### 1 執行機関の在り方

○ 執行機関の在り方については、以下の視点を踏まえ検討する必要がある。

〔検討の視点〕

- ・ 構成団体間の利害調整が適切に行われる体制
- ・ 緊急時等に迅速な意思決定が確保される体制
- ・ 一部の構成団体の考えに偏らない公平・公正な判断が保障される体制
- ・ 広範な事務・権限を処理するにふさわしい体制

こうした点を踏まえ、

- ・ 権限と責任を有する長を置く（構成団体の長との兼職を妨げない）
- ・ 構成団体の長をメンバーとする会議を置く
- ・ 専任の執行役（仮称）を置く

こととし、制度の詳細については引き続き検討する。

### 2 議会の在り方

○ 常任委員会等の設置、定例会の回数増や会期の長期化等について広域的实施体制の議会の自主的な取組を促す。

### 3 監査・透明性の確保

- 包括外部監査契約の締結を義務付ける。
- 移譲事務の実施状況を広域的实施体制自ら検証し評価する仕組みを特例法に基づく基本方針で定める。



#### 4 広域的实施体制の区域

- 国民の利便性や永続的な社会資本の整備管理等を確保する観点を踏まえ、ブロック単位で出先機関の移譲を受ける広域的实施体制の区域として必ず含まなければならない都府県の区域を定める。
- まずは、関西、九州両地域を念頭に区域の在り方を検討する。

#### 5 組織の安定性、永続性

- 国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けた広域的实施体制が解散する場合及び構成団体が脱退する場合の手続等は、別に法律で定める（当該法律が定められなければ、解散、脱退はできない。）。

#### 6 北海道、沖縄県の取扱い

- 北海道と沖縄県については、一の道県で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けられる取扱いとする。

#### 7 効果的・効率的な広域行政の推進

- 構成団体の事務・権限を持ち寄ることにより、広域行政をより効果的・効率的なものとする。
- 政令市の加入を促進する。

#### 8 移譲対象となる事務・権限

- 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。
- 事務区分、国の関与（指示、同意、許可等）、並行権限行使について検討した上で、なお不都合が生じる場合には、移譲の例外となる事務・権限とすることを個別に検討する。

#### 9 事務区分、移譲事務に係る国の関与（指示、同意、許可等）の在り方、並行権限行使

- 個別の事務・権限ごとに、まずは現行法制に照らして検討を行い、不都合が生じる懸念があれば、対応策を柔軟に検討する。

#### 10 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

- 大規模災害時等に全国の人員や資機材を結集し現場力・統合力・即応力をもって組織的・機動的に対応できるよう、詳細については引き続き検討する。

#### 11 個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

- 事務の位置づけを明確化するため、可能なものは個別作用法に規定することを基本としつつ、それ以外の事務についても、特例法に根拠規定を設ける等の措置を含め、その法制的な在り方について検討する。

#### 12 新たに必要となる事務の取扱い

- 出先機関の移管が行われた地域においては、他の地域で出先機関が処理することとなる新たな事務について、広域的实施体制が処理することを基本に、法令上の手当等について検討する。

#### 13 人員の移管

- 円滑な移管を実現するため、移管する要員規模の決め方、移管の方法、身分の取扱い、処遇上の取扱い等について、主として以下の点に重点を置いて検討を進める。
  - 移譲される事務・権限に従来国で要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とする。
  - （別に辞令を発せられない限り）事務・権限の移譲の日において、移譲先の職員となることとし、移管の前後において、職員の就く官職の職務と責任は同等とすることを基本とする。
  - 給与、休暇、服務については、移管先の条例等に拠ることとし、退職手当については、国、地方の勤続年数を通算の上、最終退職官署において支給する。共済については、国家公務員共済組合の組合員から地方公務員共済組合の組合員になる。
  - 移管前後で国・地方を通じて公務能率を維持・向上させる必要があることから、人事交流を含むキャリアパスや採用における任用上の配慮、研修、人事記録等の引継ぎ等の必要な措置を講ずるものとする。

#### 14 財源

- 移譲される事務・権限の執行に要する財源について、改革の理念に沿った必要な措置を講ずる。